

## 福島海区漁場計画の素案の概要について

令和4年11月21日  
福島県水産課

### 1 根拠

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第62条第1項の規定に基づき、都道府県知事は、その管轄に属する海面について、5年ごとに、海区漁場計画を定めるものとされている。

現在、県が免許している漁業権の存続期間は令和5年8月31日で満了となるため、令和5年9月1日以降の海区漁場計画を定めることとなる。

（この海区漁場計画の作成は、令和2年12月1日に施行された改正後の漁業法に基づき行われる初めての手続となる。）

### 2 福島海区漁場計画素案の概要

定める事項 (法第62条第2項)	内 容 【共同漁業権】	内 容 【区画漁業権】
漁業権について		
漁場の位置	現行免許と同様	現行免許と同様
漁場の区域	現行免許と同様	現行免許と同様
漁業の種類 ※1	第1種：現在と同様 第2種：3（1）のとお り追加	第1種、第3種：3（2） のとお り変更
漁業時期	現行免許と同様	現行免許と同様
存続期間	R5.9.1～R15.8.31	R5.9.1～R10.8.31
個別漁業権・団体漁業権の別 <small>(区画漁業権のみ)</small>	/	団体漁業権
関係地区	現行免許と同様	現行免許と同様
条件	現行免許と同様	現行免許と同様
漁業権の設定に関し 必要な事項	現行免許と同様	現行免許と同様
保全沿岸漁場について	設定しない ※2	

※1：現行の漁業権の免許の内容から見直しを検討している事項。

※2：水産動植物の生育環境の保全等のため、保全活動を実施すべき漁場を知事が設定し、漁業協同組合等が知事の指定を受け、活動を実施する制度。

漁場の保全活動を沿岸漁場管理制度によらず漁協の自主的な活動として行う場合には、従前のとおり実施することが可能であるため、設定しない。

### 3 現行の免許内容からの変更点

#### (1) 漁業の種類追加【第2種共同漁業権】

第2種共同漁業権の共第18号及び第20号に「えび刺し網漁業」を追加する。

現 行	⇒	変更後
磯魚さし網漁業		磯魚刺し網漁業
底魚さし網漁業		底魚刺し網漁業
雑魚さし網漁業		雑魚刺し網漁業
かにさし網漁業		かに刺し網漁業
		<b>えび刺し網漁業</b>

**背景** 福島海区漁場計画の素案の作成にあたり、現在の漁業権者に対し要望調査を行ったところ、共第18号及び第20号の免許を受けている相馬双葉漁業協同組合から、当該漁業権漁場への「えび刺し網漁業」の追加の要望が提出された。

**追加の理由** 共第18号及び第20号においては、第2種共同漁業権の活用の実態がある。えび刺し網漁業を追加することで、引き続き有効な漁場の活用に資すると判断される。

また、相馬双葉漁業協同組合が管理する共第27号においては、えび刺し網漁業の免許を付与しており、当該漁場に隣接する共第18号及び第20号に加えることで、同組合が管理する漁場を一体として管理することにより、海面の総合的な利用の推進につながると判断されるため。

#### (2) 漁業の名称変更【区画漁業権】

第1種区画漁業のうち「のり網ひび式養殖業」、「わかめ張縄式養殖業」、「こんぶ張縄式養殖業」を「藻類養殖業」とする。

第1種区画漁業のうち「かき垂下式養殖業」を「貝類垂下式養殖業」とする。

第3種区画漁業の「かき養殖業」と「あさり養殖業」を「貝類養殖業」とする。

現 行		→	変更後
第1種	のり網ひび式養殖業	→	藻類養殖業
第1種	わかめ張縄式養殖業		
第1種	こんぶ張縄式養殖業		
第1種	かき垂下式養殖業	→	貝類垂下式養殖業
第3種	かき養殖業	→	貝類養殖業
第3種	あさり養殖業	→	

**背景** 国からの技術的助言である「海区漁場計画の作成等について（令和4年4月14日付け4水管第57号）」を受け、漁業の名称を見直すこととする。

**変更の理由** 養殖の対象とする魚種を限定しないことで、漁場の環境変化や種苗の調達状況の変化に応じ対象種を変更することができるようになる。

これにより、継続して漁業生産を行うことが可能となり、漁場の適切かつ有効な利用に資すると判断されるため。

### (3) その他の変更点

ア 関係地区の表記の修正（区第2号）

現 行	相馬市和田、本笑字西和田、原釜字札 <u>の</u> 沢及び尾浜字札 <u>の</u> 沢
変更後	相馬市和田、本笑字西和田、原釜字札 <u>ノ</u> 沢及び尾浜字札 <u>ノ</u> 沢

イ 漁業の名称の表記の変更（第2種共同漁業）

現 行	変更後
磯魚 <u>さ</u> し網漁業	磯魚 <u>刺</u> し網漁業
底魚 <u>さ</u> し網漁業	底魚 <u>刺</u> し網漁業
雑魚 <u>さ</u> し網漁業	雑魚 <u>刺</u> し網漁業
かに <u>さ</u> し網漁業	かに <u>刺</u> し網漁業
えび <u>さ</u> し網漁業	えび <u>刺</u> し網漁業

※ 漁業の名称の表記を改めるもの。内容が変わるものではない。

ウ 漁場の位置の表記の変更（共第27号）

現 行	相馬郡
変更後	相馬市、南相馬市及び相馬郡新地町

※ 漁場の位置が明らかになるよう、現在の市町名とするもの。漁場の位置が変わるものではない。

## 4 福島海区漁場計画の素案における漁業権の内容

別紙のとおり

(別紙)

## 福島海区漁場計画の素案における漁業権の内容

## 1 共同漁業権

○: 現在免許しており、R5年9月以降の海区漁場計画(素案)に設定するもの

★: R5年9月以降の海区漁場計画(素案)に追加するもの

漁業権 番号	漁場の位置	現行の 漁業権者	漁業種類及び漁業名称																				
			第1種共同漁業											第2種共同漁業									
			あ わ び 漁 業	う に " "	か き " "	い が い " "	こ た ま が い " "	ほ っ き " "	わ か め " "	あ ら め " "	の り " "	ひ じ き " "	ま つ も " "	え む し " "	こ ん ぶ " "	磯 魚 刺 し 網 漁 業	底 魚 刺 し 網	雑 魚 刺 し 網	か に 刺 し 網	え び 刺 し 網	小 型 定 置	さ け 角 網	
共第1号	いわき市勿来町関田、 勿来町九面、錦町、 岩間町字岩下地先	いわき市 漁業協同 組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
共第2号														○	○	○	○						
共第3号	いわき市小浜町地先		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○									
共第4号															○	○	○	○	○				
共第5号	いわき市泉町下川地先	小名浜機船 底曳網漁業 協同組合	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○									
共第6号														○	○	○	○						
共第7号	いわき市小名浜地先		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
共第8号	いわき市江名、折戸、 中之作、永崎、小名浜 下神白地先	いわき市 漁業協同 組合	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
共第9号	いわき市平豊間、平薄 磯地先		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○					
共第10号																							
共第11号	いわき市平沼ノ内、平 下高久、平藤間、平下 大越地先		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
共第12号															○	○	○	○					
共第13号	いわき市四倉町、平下 神谷、平原高野地先		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
共第14号															○	○	○	○					
共第15号	いわき市久之浜町、双 葉郡広野町、同郡檜葉 町地先		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
共第16号															○	○	○	○					
共第17号	双葉郡富岡町、同郡大 熊町地先		○	○		○	○	○	○					○									
共第18号														○	○	○	○	★					
共第19号	双葉郡浪江町、同郡双 葉町、南相馬市小高区 地先	○	○		○	○	○	○					○										
共第20号	双葉郡浪江町、同郡双 葉町地先													○	○	○	○	★					
共第21号	南相馬市原町区、同市 鹿島区地先	○	○		○	○	○	○					○									○	
共第22号	相馬市磯部、蒲庭地先	○	○		○	○	○	○					○										
共第23号	相馬市磯部地先	○	○		○	○	○	○					○										
共第24号	相馬市原釜、尾浜地先	○	○		○	○	○	○					○										
共第25号	相馬郡新地町駒ヶ嶺地 先	○	○		○	○	○	○					○										
共第26号	相馬郡新地町今泉、大 戸浜、谷地小屋、大字 塚木崎地先	○	○		○	○	○	○					○										
共第27号	相馬市、南相馬市及び 相馬郡新地町													○	○	○	○	○	○				

(別紙)

2 区画漁業権

上段: R5年9月以降の海区漁場計画(素案)に設定するもの(▲)

下段: 現在の免許内容(○)

漁業権 番号	漁場の位置	現行の 漁業権者	漁業種類及び漁業名称					
			第1種区画漁業			第3種区画漁業		
			藻類養殖業			貝類 垂下式 養殖業	貝類養殖業	
			のり網 ひび式 養殖業	わかめ 張縄式 養殖業	こんぶ 張縄式 養殖業	かき 垂下式 養殖業	かき 養殖業	あさり 養殖業
区第1号	相馬市尾浜地先		▲				▲	
			○	○			○	○
区第2号	" 和田地先		▲				▲	
			○	○	○		○	○
区第3号	" 岩子地先	相馬双葉 漁業協同 組合	▲				▲	
			○	○			○	○
区第4号	" 新田、 柏崎地先		▲			▲	▲	
			○	○		○	○	○
区第5号	" 岩子地先		▲				▲	
			○	○			○	○
区第6号	" 磯部地先		▲			▲	▲	
			○	○		○	○	○